

入 札 説 明 書

この入札説明書は、「大阪府済生会吹田病院と大阪府済生会茨木病院の令和 6 年度医薬品共同購入」の調達に係る一般競争入札の執行及び契約の締結について一般競争入札参加者（以下、「入札参加者」という。）及び契約締結者の留意すべき事項を定めたものであり、入札参加者は次の事項を熟知の上、入札書を提出されるようお願いします。

1. 一般競争入札に付する事項

入札公告のとおり

2. 一般競争入札参加資格

(1) 厚生労働省競争参加資格（全国統一資格）において「物品の販売」の A の等級に格付けされ、近畿エリアにおいて近畿地域の競争参加資格を有する者。また済生会の病院と過去 2 年以内取引のあった者。

(2) 一般競争入札に参加できない者は次の通りとします。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
- ② 暴力団員が経営する業者又は経営支配する業者及びこれに準ずる者。
- ③ 当法人の理事長又は理事、若しくはこれらの者の親族（6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻族。以下「親族等」という。）が役員に就いている業者など、当法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者である者。
- ④ 次の各号に該当する事実があった後 2 年間を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
 - ア、契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
 - ウ、交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者。
 - エ、監督又は検査の実施に当たり職員及び職員が委託した者の職務の実行の執行を妨げた者。
 - オ、正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - カ、契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
 - キ、前各号に類する行為を行った者。

3. 入札

(1) 入札参加者は、別添仕様書（データファイル）、添付書類等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は書面（様式任意）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書は、別紙様式による入札書（データファイルと紙媒体）を直接提出する方法により、行うものとする。その他の方法による入札は、認めない。

(3) 入札参加者は、指定した日時・場所に別紙の入札書に必要事項を記載し、記名・押印の上、封書に入れ密封し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和 6 年 3 月 22 日開札の「大阪府済生会吹田病院と大阪府済生会茨木病院の令和 6 年度医薬品共同購入」と記載し指定部署へ提出するものとする。また入札書提出時間に遅れた時は、入札に参加することができない。

(4) 入札書等入札に係る文書に使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(5) 入札書（データファイルと紙媒体）に記載する金額は、見積もった契約希望金額を算用数字で記入すること。入札単価については、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き金額を記載する。

(6) 代理人が入札書を提出する場合は、入札書に入札参加者の氏名（法人の場合は、商号又は名称）、住所若しくは代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

(7) 代理人が入札書を提出する場合は、提出期日までに別紙委任状を提出すること。

(8) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(9) 入札執行職員は、入札参加者等が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

(10) 入札参加者の入札金額は、調達件名のほか輸送費等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めたものとする。

(11) 入札書を提出するときは、入札執行職員の求めに応じて資料に関する書類を提出しなければならない。（会社案内、一般競争入札参加資格（1）を証明するもの）

(12) 入札提出者等は、本件調達に係る入札について他の入札書提出者の代理人となることができない。

(13) 本入札においては複数品目が対象となることから入札出来ない品目がある場合は入札書にその旨を標記すること。

4. 入札の辞退

(1)参加を申し込んだ者は、入札の完了までいつでも入札を辞退することができる。この場合、入札前にあっては代表者印を押印した入札辞退届を提出するものとし、入札中にあっては入札辞退の旨を入札書に記載し、記名押印の上、入札箱に投函するものとする。

なお、内訳書の提出が必要な入札にあっては、表紙（代表者の押印をしている部分）に当該入札を辞退する旨を明記し、入札書投函時に同時に提出して下さい。この場合、積算金額を記入していても、していなくてもどちらでもかまわない。

(2)入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

5. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他入札の実施が困難な事情が生じたときは、入札を中止又は延期することがある。

この場合、当院は一切の責は負わない。

6. 開札

開札は、入札者が提出した「入札品目内訳書」（データファイル）について、吹田病院の資材・施設管理課職員立ち会いのもと開札し、集計を行う。

7. 入札保証金

免除する。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者、又は委任状を持参しない代理人がした入札
- (2) 指定日時・場所に提出しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者の記名、押印がない入札
- (5) 同一入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名、その他主要部分が識別しがたい入札

- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格を下回る価格でした入札
- (10) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (11) その他、入札に関する条件に違反した入札
- (12) 内訳書の必要な入札において、正しい内訳書の提出がない入札
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正が容易な筆記具により記入された入札

9. 第一交渉権者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を第一交渉権者とする。
- (2) 落札者は、契約担当と第一交渉権者とが仕様書で指定する医薬品の確認等を行い、双方合意の上、決定します。
- (3) 第一交渉権者及び落札者は、入札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (4) 契約金額は、仕様書で指定する医薬品の確認等を行い、双方合意の上、決定した金額に 100 分の 10 に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（1 円未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額）とします。

10. 契約保証

免除とする。

11. 契約の締結

落札者は当院の指定する日までに契約を締結しなければなりません。

12. 異議の申立

入札をした者は入札後、この説明書、仕様書を含む設計図書、これらの図書に係る質問、回答、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

13. その他

入札参加者等又は契約の相手方が本件の調達に要した費用については、全て当該入札参加者等又は当該契約の相手が負担するものとする。